

2025年11月吉日

お客さま各位

株式会社エネアーク関東

ご契約に関する重要なお知らせ

拝啓 平素は弊社サービスに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

誠に勝手ではございますが、2026年1月1日より、弊社の電気需給約款を下記の通り変更することとなりましたので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、本書面および同封の内容については、電気事業法にもとづき、上記に係わる変更内容を記載した「契約締結前交付書面」となります。

本書面および上記に記載する同封物は、弊社の電気のご契約に関する重要事項が記載されておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

1. 変更の概要

【すべての電気プランにおける契約期間の廃止等】

弊社は電気需給約款において、契約期間をあらかじめ1年単位で定めておりましたが、2026年1月より、契約期間を廃止いたします。

【解約手数料の廃止】

上記契約期間の廃止に伴いまして、解約手数料についても廃止とさせていただきます。

☆詳細内容につきましては、同封の別紙「電気需給約款の変更内容」をご確認ください。

2. 本件変更の適用時期

本件要綱変更の効力発生日は、2026年1月1日（木）とします。

3. 本件変更後の要綱の掲載先

URL : <https://kanto.enearcdenki.jp/price-clause>



4. 本件に関するお問合せ先

株式会社エネアーク関東

お問い合わせは、封筒正面に記載されている事業所の電話またはメールにてご連絡ください。

なお、電話受付時間は、平日の月曜日～金曜日の9時～17時となります。

<別紙>

電気需給約款の変更内容

今回の電気需給約款の変更は、契約期間に関わる点の変更を実施いたします。
改定時期：2026年1月1日

電気需給約款	変更前	変更後
	VI 契約期間、変更および終了 第25条 契約期間 1. 契約期間は、以下によります。 (1) 契約期間は、需給開始日から1年目の日までとします。ただし、お客さまと当社が電気料金メニュー約款で定める内容に従い別途合意する場合は、別途合意する期間とします。また、お客さまが第26条第1項に定める解約通知をせずに、既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと認められるときは、お客さまが最後に電気を使用した日と当社が判断した後に、当社が本契約を終了させる措置を完了した日に本契約が終了するものとします。なお、お客さまが既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと一般送配電事業者が判断した場合は、一般送配電事業者が電気の供給を終了させるための措置を行った日に本契約が終了するものとします。 (2) 契約期間満了日の30日前までに当社に本契約の終了の申し出た変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごと（お客さまと当社が電気料金メニュー約款で定める内容に従い別途合意する場合は、別途合意する期間ごと）に同一条件で継続されるものとします。 2. 前項に定める契約期間満了によらずに、次条（お客さまの申し出による解約）第1項にもとづきお客さまが本契約を解約した場合、または第27条（契約の解除および期限の利益の喪失）第1項にもとづき当社が本契約を解除した場合、お客さまは当社に対し、解約手数料として3,000円（消費税別）を支払っていただきます。ただし、引越等によりお客さまがその需要場所での電気の供給を受けなくなることを理由とする本契約の終了の申し出の場合は、解約手数料は申し受けません。	VI 契約期間、変更および終了 第25条 契約期間 1. 契約期間は、以下によります。 <u>(1) 削除</u> 契約期間は、需給開始日から開始するものとし、終了日は定めのないものとします。ただし、お客さまと当社が電気料金メニュー約款で定める内容に従い別途合意する場合は、別途合意する期間とします。また、お客さまが第26条第1項に定める解約通知をせずに、既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと認められるときは、お客さまが最後に電気を使用した日と当社が判断した後に、当社が本契約を終了させる措置を完了した日に本契約が終了するものとします。なお、お客さまが既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと一般送配電事業者が判断した場合は、一般送配電事業者が電気の供給を終了させるための措置を行った日に本契約が終了するものとします。 <u>(2) 全文削除</u> <u>2.全文削除</u>
	第28条 契約の変更 1. お客さまが本申込書に記載していただいた内容について変更を希望される場合、当社所定の方法により変更をしていただきます。 2. 前項にかかわらず、お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の30日前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承をいただきます。ただし、本契約締結日以降、新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した日から1年未満の期間内には当社の事前の同意をえない限り、契約電力を減少できません。 3. 前項による契約電力の減少が新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した日から1年未満の期間内となる場合において、当社が一般送配電事業者から、託送供給等約款にもとづく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額に相当する金額の支払を求められた場合には、当社の請求に応じ、お客さまに当該精算金額に相当する金額を当社に支払っていただく場合がございます。 4. 契約電力の変更は、1月単位で実施します。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。	第28条 契約の変更等 1. お客さまが本申込書に記載していただいた内容について変更を希望される場合、当社所定の方法により変更をしていただきます。 2. 前項にかかわらず、お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の30日前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承をいただきます。ただし、本契約締結日以降、新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した日から1年未満の期間内には当社の事前の同意をえない限り、契約電力を減少できません。 3. 前項による契約電力の減少が新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した日から1年未満の期間内となる場合において、当社が一般送配電事業者から、託送供給等約款にもとづく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額に相当する金額の支払を求められた場合には、当社の請求に応じ、お客さまに当該精算金額に相当する金額を当社に支払っていただく場合がございます。 4. 契約電力の変更は、1月単位で実施します。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。 <u>5. 当社、一般送配電事業者または電気に付帯するサービスを提供する事業者等の都合により、契約種別を廃止する場合は、当該契約種別のお客さまには廃止期日の1ヶ月以上前にご連絡いたします。当該お客さまには、他の契約種別への変更または当社との需給契約の解約等の手続きを行っていただきます。</u>